

山口市高齢者虐待防止対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市高齢者虐待防止対策事業（以下「本事業」という。）は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）に基づき、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護や養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することにより、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって自立した生活が送れるよう生活の確保に資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、山口市とする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 高齢者虐待防止の体制整備

ア 高齢者虐待に関する対応窓口を設置し、相談又は通報の受理、高齢者の安全確認及び事実確認を行う。

イ 立入調査の実施並びに立入調査の際の関係機関への援助要請を行う。

ウ 高齢者や養護者に対する援助・支援方針の決定、援助・支援の実施、再評価を行う。

エ 事案に応じた専門機関との連携・協力体制の整備を行う。

(2) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

保健、医療、福祉及び警察、弁護士等の関係専門機関及び地域関係組織の代表者等からなる「高齢者虐待防止ネットワーク推進会議」を設置し、高齢者虐待の防止、早期発見から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者に対する多面的な支援を行っていくためのネットワーク構築に関する協議を行う。

(3) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会

高齢者虐待の防止や早期発見、高齢者及び養護者に対する支援に必要と認められる研修会を行う。

(4) 高齢者虐待防止に関する普及啓発

市民を対象に、高齢者虐待防止に関する研修会を開催し、その知識の普及啓発を行う。

(5) その他高齢者虐待防止に資する事業であって、市長が適当と認めるもの。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。